

公立大学法人横浜市立大学規程第52号

公立大学法人横浜市立大学福利厚生棟シーガルセンター管理運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、横浜市立大学福利厚生棟の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び施設)

第2条 横浜市立大学福利厚生棟の名称を横浜市立大学シーガルセンター(以下「シーガルセンター」という。)とする。

2 シーガルセンター内に次の施設を置く。

名 称	位 置
カフェテリア、スタッフコーナー、ゲストルーム、 ティクアウトコーナー	1 階
国際交流室1及び2、和室1及び2、スタジオ 会議室1、2、3及び4、金沢国際交流ラウンジ、売店	2 階
ホール	3階及び4階

(管理)

第3条 シーガルセンターの管理運営責任者は、学長とする。

2 シーガルセンターの管理運営に関して必要な時は、学生生活保健協議会で協議する。

3 協議の際、必要であれば学生の意見を徴することとする。

(利用者の範囲)

第4条 シーガルセンターを利用できる者は、次のとおりとする。

(1) 横浜市立大学の学生及び教職員

(2) 横浜市立大学の卒業生、その他学長が認める者

(休館日)

第5条 シーガルセンターの休館日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始(1月2日及び1月3日並びに12月29日から12月31日まで)とする。

2 前項の休館日に利用しようとする者は、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

(利用時間)

第6条 シーガルセンターは、午前8時から午後9時までの間、利用できるものとする。但し、学長が特に認めた場合はこの限りでない。

2 前項ただし書きに定める利用時間以外の時間に利用を希望する者は、学長の許可を得なければならない。

(利用の制限)

第7条 学長は、シーガルセンターを利用する者が、この規程の定め、又は各施設の利用上の注意に違反した場合は、当該利用者に対し、シーガルセンター内各施設の利用を制限することができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、学長はシーガルセンターの利用に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成19年9月5日から施行する。